

意見招請 (特記仕様書(案)を公表する場合)

対象国名：ケニア国

業務名称：ケニア国公共財政・調達・税制制度の ODA 事業への影響分析に係る情報収集・確認調査

標記案件につき、一般競争入札により、業務委託先を選定する予定です。つきましては、特記仕様書(案)を公表し、同案に対するご意見・コメントを募集致しますので、下記の要領により意見をお寄せください。

頂いたご意見・コメントにつきましては、個別に回答は致しませんが、企画競争説明書へ適宜反映させていただきます。また、ご意見・コメントにつきまして確認させていただきたい点などある場合には、ご連絡差し上げる場合がございます。

1. 調達内容

- (1) ケニア国公共財政・調達・税制制度の ODA 事業への影響分析に係る情報収集・確認調査
- (2) 契約期間：2026 年 11 月～2027 年 2 月まで（0 年 4 か月）（予定）
- (3) 調達方法：一般競争入札

2. 特にご意見・コメントいただきたい点

- (1) 本調査で対象としている公共財政管理制度、公共調達制度及び税制の範囲について、ODA 事業への影響分析を行う観点から追加的に調査対象とすべき法令、制度又は政府機関があればご意見をいただきたい。
- (2) 本調査の成果品について、今後のケニア政府との協議や ODA 事業実施への活用を念頭に、より実務的・効果的な報告書構成や成果品のあり方についてご意見をいただきたい。
- (3) 想定する成果物に対して、効果的および効率的に調査を進めるための団員構成や渡航回数の設定についてご意見いただきたい。

3. 意見の提出方法

(1) 提出先

JICA アフリカ部 アフリカ第 1 課（担当：木村聖）

電子メールアドレス：Kimura.Sei@jica.go.jp

(2) 提出方法

様式は問いません。下記(3)の提出期限内に、上記(1)の電子メールアドレス宛に、電子データ（エクセル形式）での提出をお願いします。

電子メールタイトル「意見提出：ケニア国公共財政・調達・税制制度の ODA 事業への影響分析に係る情報収集・確認調査」

(3) 提出期限

2026 年 7 月 22 日（水）17 時 00 分（必着のこと）

別紙：特記仕様書案

本特記仕様書に記述されている「脚注」及び別紙2の「技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者が技術提案書を作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。また、契約締結に際しては、技術提案書の内容を適切に反映するため、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 調査の背景・経緯

ケニア政府は、財政赤字や公的債務の増加への対応、公共サービスの効率化及び公共事業の透明性向上等を目的として、贈与・融資合意権限、予算管理（オンバジェット化等）、口座管理（中銀での口座開設）、契約管理（財源の裏付けがない契約は認めない等）、支払管理（支払手続き、承認主体、予算）を含む公共財政管理制度（Public Finance Management）、公共調達制度及び税制の見直し・運用強化を進めている。

一方、JICA が実施する円借款及び無償資金協力事業においては、調達、資金管理及び税務手続等を巡り、ケニア国内法制度と JICA 制度との間で制度上又は運用上の相違が課題となる事例が見られる。また、近年はケニア政府から援助手続の国内制度への統合や電子調達システムをはじめとする政府システムの活用拡大に関する問題提起もなされている。

このような状況を踏まえ、今後の円借款及び無償資金協力事業の円滑な実施に向け、ケニア国内法制度及び運用実態と JICA 制度との相違点並びに事業実施上の影響について整理し、実務的な対応方針を検討する必要がある。

第2条 調査の目的と範囲

本調査は、ケニアの公共財政管理制度、公共調達制度及び税制について、法制度及び運用実態を調査した上で、円借款及び無償資金協力に係る JICA の制度及び手続との比較分析を行い、制度上の相違点、事業実施上の影響及び対応方針を整理することを目的とする。

また、本調査を通じて、ケニア政府や他開発パートナーとの制度対話に活用可能な論点整理を行うとともに、今後の案件形成及び事業実施上の留意事項及び実務的提言を取りまとめる。

調査対象地域はケニア国全体であるが、現地活動は以下のケニア政府機関及び開発パートナー機関が位置するナイロビ市で行うことを前提とする。

（ケニア政府機関（例））

- ・ 財務・国家開発省（Ministry of National Treasury and Economic Planning
（National Treasury））
- ・ 司法長官オフィス（Office of the Attorney General and Department of
Justice）
- ・ 副大統領府（Office of the Deputy President）

（開発パートナー機関（例））

- ・ 世界銀行
- ・ アフリカ開発銀行（AfDB）
- ・ フランス開発庁（Agence Française de Développement：AFD）
- ・ ドイツ復興金融公庫（Kreditanstalt für Wiederaufbau：KfW）

第3条 調査実施の留意事項

（１） 法令レビューと運用実態の双方を重視した分析

本調査は、ケニアの公共財政管理制度、公共調達制度及び税制について、法令及び規則の内容を整理するとともに、その実際の運用状況及び運用上の課題を把握することを目的とする。したがって、法令レビューに加え、関係省庁及び関係機関へのヒアリング等を通じて、制度が実務上どのように運用されているか、また開発パートナー事業を含む公共事業においてどのような課題が生じているかについても確認し、整理すること。特にケニア政府が公共調達において導入を進めている電子調達システムの JICA 手続きへの適用可能性についての調査を必ず含めること。

なお、公共財政管理制度、公共調達制度及び税制は相互に関連して運用されていることから、個別制度ごとの分析にとどまらず、事業実施における一連の手続の流れを踏まえた横断的な分析を行うこと。

（２） 制度変更の動向把握

ケニアでは公共財政管理、公共調達及び税制に関する制度改正が継続的に行われている。本調査では、現行制度のみならず、審議中又は検討中の法令改正や制度変更の動向についても可能な範囲で情報収集を行い、今後の JICA 事業への影響について整理すること。

（３）円借款及び無償資金協力事業への影響を重視した分析

本調査は学術的又は法理論上の比較を目的とするものではなく、円借款及び無償資金協力事業の実施に対する影響を把握することを主眼とする。このため、制度上の相違点については、案件形成、調達、資金管理（支払い手続き、予算管理含む）及び税務処理等の観点から、実務上どのような影響又はリスクを生じ得るかを分析するとともに、その重要性及び優先度についても整理すること。

（４）開発パートナーの対応状況及び国際標準手続きの参照

近年、ケニア政府と開発パートナーとの間では、援助手続の国内制度への整合や政府システムの活用に関する議論が行われている。このため、世界銀行、アフリカ開発銀行（AfDB）、フランス開発庁（AFD）、ドイツ復興金融公庫（KfW）等の資金協力を扱う開発パートナーに対する情報収集を行い、制度上の課題に対する対応事例、政府システムの活用状況及び制度調整の方法等について整理し、本調査における分析及び提言の参考とすること。また、必要に応じて、FIDIC等の国際標準的な契約・調達慣行も参照し、ケニア制度とJICA制度との相違点及び課題の分析に活用すること。

（５）法的見解の客観性の確保

本調査では、公共財政管理、調達及び税務に関する法制度を取り扱うため、法令の解釈や適用関係について慎重な確認が求められる。受注者は、調査団内での法的観点の確認ができる体制を整えつつ、必要に応じて現地法律事務所その他の専門家を活用し、法制度の解釈や適用可能性に関する確認を行い、分析及び提言の客観性及び妥当性の確保に努めること。なお、調査各段階における適切なタイミングでの現地法律事務所へ確認は必須とし、第３章技術提案書作成のとおり再委託費を定額計上をする。

（６）実務的な提言の作成

本調査の成果は、今後のケニア政府との制度に係る議論や、開発パートナー間の議論及び円借款・無償資金協力事業の円滑な実施に活用されることを想定している。このため、制度上の相違点の整理にとどまらず、どのような事項について制度調整を行うべきか、どのような事項については現行制度の下で対応可能か等について、実務上実現可能な対応方針及び留意点を整理すること。特に、贈与契約（G/A）や借款契約（L/A）等への具体的な記載ぶりの修正に係る提案を歓迎する。

（７）効率的な調査の実施

本調査は限られた期間の中で実施するため、既存資料（法令等）及び開発パートナー間で共有された初期的な分析結果等を十分に活用すること。現地調査においては、事前に論点及び確認事項を整理した上でヒアリングを実施し、効率的かつ効果的な情報収集に努めること。

第4条 調査の内容

(1) ケニアにおける公共財政管理制度、公共調達制度及び税制に関する調査

- ・ 以下のケニア法制度及び関連規則を対象として、制度の内容、運用状況及び課題に係るレビューを行う。
 - 公共財政管理法（Public Finance Management Act: PFMA）及び関連規則
 - 公共調達・資産処分法（Public Procurement and Asset Disposal Act: PPADA）及び関連規則
 - 所得税法（Income Tax Act）及び関連規則
- ・ 財務省、司法長官オフィス、副大統領府、関係実施機関等へのヒアリングを実施し、制度の運用状況及び課題を確認する。
- ・ 必要に応じて開発パートナーへのヒアリングを実施し、ケニア国内制度の適用状況及び課題を確認する。
- ・ 法制度及び運用実態を整理し、（2）の結果や JICA との協議も踏まえつつ、ODA 事業への影響の観点から主要な論点をまとめる。

(2) 円借款及び無償資金協力における制度及び手続の整理

- ・ 円借款に係る調達、契約、資金管理及び税務上の取扱いについて関連ガイドライン等を確認し、整理する。
- ・ 無償資金協力に係る調達、契約、資金管理及び税務上の取扱いについて関連ガイドライン等を確認し、整理する。
- ・ 交換公文（E/N）、贈与契約（G/A）、免税書簡の要件を整理する。
- ・ 必要に応じて FIDIC その他の国際標準的な契約・調達慣行及び他開発パートナーの制度を参照する。

(3) ケニア制度と JICA 制度の比較分析

- ・ 公共財政管理、調達及び税務の各分野についてケニア制度と JICA 制度の相違点を整理する。
- ・ 制度上の相違点が案件形成、調達、契約管理、資金管理及び税務処理等に及ぼす影響及びリスクを分析する。
- ・ 制度上の相違点について適用可能性及び制度調整の方向性を検討する。実務上の重要性等を踏まえ、優先的に対応すべき論点を JICA と共に整理する。

（４）対応方針及び提言の検討

- ・ （３）の分析結果を踏まえ、制度上の相違点及び課題に対する対応方針及び制度調整の方向性を検討する。
- ・ 円借款及び無償資金協力事業の形成及び実施に当たり留意すべき事項を整理する。
- ・ JICA 及びケニア政府が取り得る実務的な対応策について提言を取りまとめる。
- ・ 今後のケニア政府・開発パートナーとの議論に向けた主要論点及び協議事項を整理する。

（５）調査結果の取りまとめ及び共有

- ・ 調査結果について、財務省、司法長官オフィス、副大統領府その他関係機関への説明及び意見交換を行う。
- ・ 関係機関との協議結果を踏まえ、調査結果を取りまとめた最終報告書を作成する。

第5条 報告書等

① 業務計画書兼インセプションレポート

- ・ 記載事項：調査の基本方針、方法、作業工程、要員計画等及び、現地調査の基本方針、ヒアリング事項等。
- ・ 提出期限：契約締結後 10 営業日以内
- ・ 提出方式：電子データ（PDF 形式、和文。インセプションレポート相当部分のみ和文及び英文。）

② ファイナルレポート

- ・ 記載事項：調査結果
- ・ 提出期限：履行期限末日まで。素案を契約終了の1か月前までに提出すること。
- ・ 提出方式：和文版、英文版全てのデータをまとめた CD-R（1 枚）及び電子データ（PDF 形式及び Word 形式。それぞれ和文及び英文。）
- ・ 電子データ及び（PDF 形式、和文及び英文。）

なお、ファイナルレポートの提出時に収集書類一式を併せて提出すること。

第6条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

報告書目次案

第 1 章 調査概要

1-1 調査の背景及び目的

1-2 調査対象及び方法

1-3 調査実施体制

第 2 章 ケニアの公共財政管理制度、公共調達制度及び税制の概要

2-1 公共財政管理制度

2-2 公共調達制度

2-3 税制

2-4 制度運用上の特徴及び主要論点

第 3 章 円借款及び無償資金協力に係る制度及び手続の概要

3-1 円借款

3-2 無償資金協力

3-3 税務上の取扱い

第 4 章 開発パートナー及び国際標準手続の状況

4-1 開発パートナーの制度運用状況

4-2 FIDIC 等の国際標準手続

4-3 本調査への示唆

第 5 章 ケニア制度と JICA 制度の比較分析

5-1 円借款

5-1-1 公共財政管理分野

5-1-2 公共調達分野

5-1-3 税務分野

5-1-4 横断的課題

5-1-5 優先的に対応すべき論点

5-2 無償資金協力

5-2-1 公共財政管理分野

5-2-2 公共調達分野

5-2-3 税務分野

5-2-4 横断的課題

5-2-5 優先的に対応すべき論点

第6章 制度上の課題及び案件実施への影響

6-1 制度上の課題

6-2 案件形成への影響

6-3 案件実施への影響

6-4 リスク及び留意事項

第7章 今後の対応方針及び提言

7-1 JICA に対する提言 7-2 ケニア政府との制度調整の方向性

7-3 開発パートナーとの連携に係る提言

7-4 今後の制度対話に向けた論点整理

技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項
(技術提案書の重要な評価部分)

技術提案書の作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章「2. 技術提案書作成上の留意点」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。

No.	提案を求める内容	特記仕様書への該当条項
1	法令レビュー及びリーガル分析の実施体制（現地法律事務所等の活用方針を含む）	第3条 調査実施の留意事項（5）
2	ケニア制度と JICA 制度の比較分析手法及び事業への影響やリスクを踏まえた、論点の抽出方法・工程	第3条 調査実施の留意事項（1）（3）、第4条 調査の内容
3	ケニア政府及び開発パートナーとのヒアリング方針及び情報収集方法	第3条 調査実施の留意事項（4）、第4条 調査の内容

第3章 技術提案書作成要領

技術提案書を作成するにあたっては、「第2章 特記仕様書」に記載されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、その内容をよく確認して下さい。

1. 技術提案書作成に係る要件

本業務に係る技術提案書作成に際して、留意頂くべき要件・留意事項について、以下のとおりです。

(1) 業務の工程

「第2章 特記仕様書」を参照し、求められている業務の工程を確認してください。

(2) 業務量の目途

機構が想定する業務量の目途は次のとおりです。以下の数字は、機構が想定する目途ですので、競争参加者は、「第2章 特記仕様書」に示した業務に応じた業務量を算定してください。

(全体) 8.25 人月

(現地渡航回数：延べ6回)

業務従事者構成の検討に当たっては、法制度の運用に係る知識経験を持つ従事者を含めること。

※ 現地業務期間や渡航回数については、提案する作業計画に基づき、競争参加者が自由に提案することができますが、それらに係る経費を含む入札価格が予定価格を超える場合は落札者とならないので、ご注意ください。

(3) 業務従事予定者の経験、能力

別紙3 技術提案書評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事予定者が担う担当専門分野を提案してください。なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。総合評価落札方式では業務管理グループ（副業務主任）は想定していません。

また、評価対象者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者：(業務主任者／法制度理解・事業環境整備 格付の目安(2号))】

1) 対象国及び類似地域：全世界

2) 語学能力：英語

（４）現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 現地弁護士からの弁護士見解の取得

（５）配付資料／公開資料等

１）配付資料

- ケニア政府提案とドナーからの反応に係る資料状況

２）公開資料

- 公共財政管理法（Public Finance Management Act: PFMA）及び関連規則
- 公共調達・資産処分法（Public Procurement and Asset Disposal Act: PPADA）及び関連規則
- 所得税法（Income Tax Act）及び関連規則

（６）対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置（＊語⇔＊語）	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

（７）安全管理

- １）現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ケニア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動

を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制を技術提案書に記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- 2) 本邦出発前に、JICA ケニア事務所から提供する安全対策に係る動画を確認してください。

2. 技術提案書作成上の留意点

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

具体的な記載事項や留意点について以下のとおりです。

- (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力 1) 類似業務の経験

類似業務：円借款・無償資金協力の豊富な実務経験があること、法・制度分析の経験があること（ケニアに限らない）

- 2) 業務実施上のバックアップ体制等

- (2) 業務の実施方針等

- 1) 業務実施の基本方針

- 2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を合わせた記載分量は、10 ページ以下としてください。

- 3) 作業計画

上記 1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式 4－3 の「要員計画」は不要です。なお、様式 4－4 の「業務従事予定者ごとの分担業務内容」は記載ください）。記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(2) 業務の実施方針等」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

- 4) その他

相手国政府又は JICA（JICA の現地事務所を含む。）からの便宜供与等に関し、業務を遂行するに当たり必要な事項があれば記載して下さい。

（３）業務従事予定者の経験・能力等

評価対象業務従事予定者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

３．経費積算に係る留意事項

本業務に係る経費を積算するにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL： <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

（１）本案件に係る業務量の目途

上記１．（２）に記載している機構が想定する業務量の目途を参照して下さい。

（２）別見積

以下の費目については、入札金額には含めず、別見積書として作成し、「第１章 入札の手続き」の「６．（２）提出方法」に基づき提出してください。下記に該当しない経費については、別見積として認めず、提案者負担とします。

・直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

（３）定額計上について

☐ 本案件は定額計上があります（８,０００,０００円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、技術提案書の提出時の見積には含めないでください。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目
１	現地弁護士からの弁護士見解の取得	「第２章 特記仕様書 第３条 調査実施の留意事項	８,０００,０００円	法的見解の取得	現地再委託

		(5) 」 「第3章 プロ ポーザル作成に 係る留意事項 2. 業務実施上 の条件 (3) 現 地再委託」			
--	--	---	--	--	--

(4) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

以上